平成２６年（フ）第９０号
徳島市北沖洲４丁目13番59号
債務者　佐藤　保彦
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大道　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９１号
徳島市北沖洲４丁目13番59号
債務者　佐藤千名美
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大道　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３１号
愛媛県松山市福音寺町45番地３　ロイヤルアネックス福音寺205号
債務者　成川　　香
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１８１号
函館市桔梗１丁目19番10―301号
債務者　野呂知世子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１７９号
愛知県豊田市中垣内町元屋敷15番地８
債務者　山田　理恵
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
愛知県岡崎市六名南２丁目10番地６　ミナミコーポ202、前住所愛知県岡崎市真伝町字供養坊７番地36
債務者　飯田　正也
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２５７３号
大阪市東成区大今里西３丁目18番22号サンハイツ今里402号
債務者　成田光治こと　成　　光治
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７０号
千葉県東金市家之子454番地１
債務者　中田　啓之
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２２５号
埼玉県川越市大字砂新田381番地９　ホワイトヴィラ新河岸203号室、前住所埼玉県川越市大字古谷上6083番地８　Ｏ２棟505号室
債務者　唐澤　寛嗣
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２７７号
埼玉県入間市久保稲荷３丁目35番地10　グレムツー101
債務者　三木　和彦
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２８０号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢５番地27
債務者　小林　愛子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１６１号
相模原市中央区淵野辺本町４丁目35番23号
債務者　加藤　　綾
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１６２号
相模原市南区上鶴間本町８丁目14番９号
債務者　山本　　稔
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１７６８号
大阪市阿倍野区北畠３丁目６番19―108号
債務者　石川　辰彦
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０１７号
大阪市平野区背戸口２丁目13番９号　シェリール平野102
債務者　今村　智美
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０６３号
大阪府吹田市垂水町１丁目30番５号、前住所大阪府吹田市豊津町54番23―103号
債務者　細川　信子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０８８号
大阪市中央区内久宝寺町２丁目３番27―602号
債務者　木村　和美
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１５２号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目３番31号　ＮＫ常盤１Ｆ
債務者　平井富太郎
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部